

明治9年の国立銀行条例改正

鹿野 嘉昭

〈要旨〉

本稿では，明治9年の条例改正前の国立銀行の経営状況および条例改正の背景とその経済史的意義について検討した。その結果，次のような知見が得られた。すなわち，第1に，条例改正までの間，国立銀行の主たる資金調達源は官公預金であり，政府による資産保全措置の強化とともに資金不足に陥った。事態に対処するべく国立銀行は7年9月以降，銀行券を返納して政府紙幣の貸し下げを受けることとし，発券機能は事実上消滅した。第2に，改正条例のなかで重要な役割を果たしたのは，太政官札による資本金払い込みの廃止，金禄公債による資本金払い込みの容認および最低資本金の引き下げ，銀行券の発行限度額の拡大および政府紙幣兌換への移行という5つの措置であり，それらが相互に重なり合って国立銀行の設立を後押しする方向で作用したといえることができる。

(同志社大学)